

与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月29日

沖縄県与那原町

与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

本事業は「与那原町総合交通基本計画」及び「与那原町地域総合交通戦略」に基づき、コンパクトな町域を生かした域内交通の手段、また、温室効果ガスの削減や地域住民の健康づくり推進、今後の来訪者のラストワンマイル移動手段の確保と、さらに東海岸地域等の広域移動に対応する新たな移動手段の確保を目的としてシェアサイクル導入実証実験業務を行うものである。

本業務は、事業者の企画や発想、実績等に基づいて業務の実施方法等の仕様を決定する方が優れた成果が期待できる業務であることから、公募プロポーザル方式により受託者を選定する。本要領は、受託者を適正かつ公正に選定するため、プロポーザルの実施に関して定めるものである。

2. 業務名

与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務

3. 委託業務の内容

別紙「与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び採用提案書の内容を反映し、業務内容の詳細について協議したうえで行うものとする。

4. 契約期間等

(1) 契約締結予定

本契約の締結は、審査結果を通知後10日以内に予定

(2) 契約期日

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

※本事業は令和9年3月31日までの3年度を電動シェアサイクルの利用促進を図る実証事業として実施するものとし、必要に応じて別途実施協定を締結する。ただし、各年度の業務委託契約締結については、履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決及び沖縄振興特別推進市町村交付金の交付決定並びに前年度事業の実施内容が良好であることを条件とする。

5. 委託金額の上限

委託金額は、9,410,533円以内（消費税込み）とする。

※この実施要領は令和6年度の業務に係る企画提案を募集するものであるが、今後も複数年同事業の実施を予定していることから、令和7年度及び令和8年度分の見積書も提出すること。

なお、各年度の委託金額上限（参考値）は下記と通りとし、実際の委託金額は協議の上決定する。

令和7年度…1,600千円（消費税込み）

令和8年度…1,600千円（消費税込み）

6. 募集等における主なスケジュール

(1) 公 募 開 始 令和6年5月29日（水）

(2) 参加表明書提出 締切 令和6年6月6日（木）17時まで

| | |
|----------------|--------------------|
| (3) 参加資格確認結果通知 | 令和6年6月10日(月) |
| (4) 質問書提出締切 | 令和6年6月11日(火) 17時まで |
| (5) 質問回答 | 令和6年6月13日(木) |
| (6) 提案書等提出締切 | 令和6年6月21日(金) 17時まで |
| (7) 一次審査結果通知 | 令和6年6月24日(月) |
| (8) プレゼンテーション | 令和6年6月27日(木) ※予定 |
| (9) 二次審査結果通知 | 令和6年7月5日(金) |

7. 受託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

8. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 民法及び会社法に基づく単独の法人とする。
- (2) 参加表明書の提出期日において、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく与那原町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び与那原町の指示に柔軟に対応できる者
- (4) 本業務と類似した業務経験を有すること。
※類似した業務とは、「複数配置された自転車の貸出・返却拠点において電動アシスト付き自転車を自由に貸出・返却できる事業を実施する業務」等を指す。
- (5) 国税及び県税、市町村税を滞納していないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (7) 己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当しない者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与していない者
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - エ 暴力団（与那原町暴力団排除条例（平成23年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（与那原町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - オ 与那原町長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (8) 応募する事業者は、沖縄県内に本店・支店又は営業所を有しているものであること。

9. 参加者の失格

参加者が次の事項に該当すると与那原町が判断した場合は失格とする。

ただし、与那原町がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

- (3) プレゼンテーション審査に、正当な理由なしに参加しなかった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 参加資格を欠いていることが判明した場合
- (6) 提案の内容またはその提出の意思について、他の参加者と相談を行った場合
- (7) その他参加者の失格事項に相当するものと、与那原町が判断した場合

10. 参加表明書等の提出

本業務に係るプロポーザルに参加しようとする者は、以下の参加表明書及び添付書類を与那原町企画政策課（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

また、参加表明に関する質問は随時メールにて受け付けるものとする。

- (1) 提出締切：令和 6 年 6 月 6 日（木）17 時まで
- (2) 提出資料：次の書類を 1 部提出する。
 - ① 参加表明書（様式 2 号）
 - ② 参加資格チェックリスト（別紙 1）
 - ③ 会社概要書（任意様式：A 4 版 1 枚）※以下の項目は必ず記載すること。
 - ・会社名
 - ・本社（支社、事務所）所在地
 - ・技術者数（本社、支社及び事務所）
 - ・営業種目
 - ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）
 - ④ 登記簿謄本
 - ⑤ 納税証明書（国税及び地方税の納税を証明するもの）

11. 質問書の受付及び回答

仕様書及び本要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（別紙 2）に質問内容を具体的に記入し、事務局あてに電子メールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和 6 年 6 月 11 日（火）17 時まで
- (2) 回答方法：質問に対する回答は、質問者が特定できないようにしたうえで、令和 6 年 6 月 13 日（木）までに参加者全てに電子メールにて行う。

12. プロポーザル参加者の選定

- (1) プロポーザル参加者の選定は前述「8.参加資格」の要件を満たす業者の中から選出し、書類審査及び町長決裁を経て決定する。
- (2) 参加表明書及び添付書類を審査の上、提案資格確認結果通知（様式第 3 号）を令和 6 年 6 月 10 日（月）までに行う。

13. 技術提案書等の提出

- (1) 提案資格確認結果通知にて参加可能とされた業者については、下記の技術提案書及び添付書類（以下、「技術提案書等」という。）を提出する。
- (2) 提出期限：令和 6 年 6 月 21 日（金）17 時まで
- (3) 提出書類：次の表のとおり

| No. | 提出書類 | 様式 | 留意事項 |
|-----|----------|------|--------|
| 1 | 技術提案書提出届 | 別紙 3 | 代表者印押印 |

| | | | |
|----|----------------|------|---|
| 2 | 業務経歴書 | 別紙 4 | 類似業務の内容がわかる資料も添付すること |
| 3 | 業務の実施体制 | 別紙 5 | |
| 4 | 配置予定技術者（管理技術者） | 別紙 6 | 類似業務の内容がわかる資料も添付すること |
| 5 | 配置予定技術者（主任技術者） | 別紙 7 | 類似業務の内容がわかる資料も添付すること |
| 6 | 業務フロー、スケジュール表 | 任意様式 | A4版2枚以内 |
| 7 | 技術提案書 | 別紙 8 | |
| 8 | PR 書 | 別紙 9 | |
| 9 | 見積書 | 任意様式 | ・総額の提示及び内訳を添付すること、各業務について、経費の名称、数量、単価、単位を明示すること。 ・令和7年度及び令和8年度分の見積書も提出すること。 ・5. 委託金額の上限を超えない額で見積もること。 |
| 10 | その他 | 任意様式 | 管理技術者等が有する資格を証明する書類の写し等 |

※提出は1業者1提案とする。

※配置予定者は、やむを得ない場合を除き変更できないものとする

※紙媒体での提出に加え、PDF化し、メール等にてデータを提出すること。

- (4) 提出部数：社名を表示し、代表者印を押印したもの 1部
社名を表示しないもの 10部

14. 技術提案書等への記載事項

(1) 仕様書の業務内容を踏まえ、次の特定テーマについて提案を求める。(別紙8)

ア 電動シェアサイクル等の町内における利用環境整備

- ・導入する電動アシスト付自転車及び案内板、ラック等の内容についての提案。
- ・利用者が安全に利用できる環境整備に関する提案。

イ サイクルステーション設置に係る土地所有者や管理者等との調整業務

- ・電動アシスト付き自転車等の設置に関して、施設の所有者や管理者等との調整業務の提案や利用環境の構築についての提案。

ウ シェアサイクルを活用した町への協力

- ・町が主催するイベントにシェアサイクルを活用する場合の協力体制構築や、与那原大綱曳等大型イベントへの臨時ステーション設置などについての提案

エ シェアサイクル利用システムの運用

- ・本業務で整備する電動アシスト付き自転車及びラック等が、近隣市町村で導入しているシェアサイクルサービスと相互に乗り入れが可能なシステムかどうか、またその運用方法についての提案

オ サービス周知及び管理業務体制の構築

- ・シェアサイクルサービスの周知及び人員体制並びに盗難等のトラブル対応や巡回、

保守体制についての提案

- ・車両やラックなどのメンテナンス体制、町内に設置するステーションへの電動自転車駐輪維持（町内に維持する自転車の台数や再配置の頻度等）に関する提案。

カ 業務実施報告及び分析結果報告

- ・シェアサイクル利用実績報告に関する提案。
- ・その他本町でシェアサイクル活用を進める上で参考となる事項

(2) 1つの特定テーマにつき A4版2枚以内に記載すること。

(3) PR書（別紙9）

特定テーマ以外の面において、本事業の達成に向けた独自提案及びと業務遂行にあたってのアピールポイント等を記載して下さい。

15. 技術提案書等の取扱について

- (1) 提出した技術提案書等は、原則として変更又は取消しができないものとする
- (2) 提出された技術提案書等は一切返却しない
- (3) 技術提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする
- (4) 参加資格を有しない者が提出した技術提案書等は、無効とする
- (5) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする
- (6) 技術提案書の提案者名は情報公開の対象とする
- (7) 提出した技術提案書等の著作権は、その提出者に帰属する
- (8) 採用した技術提案書等の使用权は、与那原町に帰属する

16. 選定委員会について

受託業者を適正に選定するため与那原町公募型プロポーザル方式による提案者選定等に関する要綱に定める選定委員会（以下「委員会」という。）でプロポーザルによる採点審査を行い、受託候補者を選定する。

17. 一次審査

- (1) 提出のあった技術提案書等については、委員会で定めた基準に基づき技術提案書等の事前評価を事務局にて行う。
- (2) 次の（ア）～（エ）の項目により審査を行い、令和6年6月24日（月）までに結果通知を行う。

| | |
|------------------|-------------------|
| （ア）業務フロー、スケジュール表 | ・・・・・・・・配点： 8/40 |
| （イ）業務経歴 | ・・・・・・・・配点： 4/40 |
| （ウ）業務実施体制 | ・・・・・・・・配点： 13/40 |
| （エ）技術提案の内容 | ・・・・・・・・配点： 15/40 |
- (3) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。
- (4) 一次審査の通過業者は上位3社までとする。
- (5) 一次審査に合格した業者に対しては、プレゼンテーションへの出席及び日時等について通知する。なお、不適合と判断した業者については、その旨を通知し、プレゼンテーションへの参加は認めない。

18. プレゼンテーションの実施

一次審査通過業者については、必要に応じてプレゼンテーション（以下「プレゼン」と略す。）を行う。その際には、事前に書面にて当該事業者へ連絡を行う。

- (1) プレゼンの実施日時及び場所等の詳細については、後日連絡する

- (2) プレゼンの順番については、事務局によるくじ引きにて決定する。
 - (3) プレゼンは配置予定者のうちから管理技術者及び主任技術者が行うこと。
 - (4) プレゼンへの出席者は4名以内とする。
 - (5) プレゼンは技術提案書（別紙8）により実施する。なお、技術提案書を補完する資料として別途パワーポイント等のプレゼン用資料の使用を認める。
 - (6) 別途プレゼン用資料を使用する場合は、当該資料をデータにて当日までに事務局へ提出することとする。
 - (7) プレゼンの持ち時間は20分以内とし、その後10分以内で質疑応答を行う予定。
 - (8) プレゼンでは、次の内容を説明すること
 - ①技術提案書（別紙8）の内容
 - ③PR書（別紙9）（本業務の目的を達成する為に必要と考える新規技術提案等）
 - (9) 参加者が1社の場合については、プレゼンを行ったうえで、委員会が本プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その1社を受託候補者とする。
 - (10) HDMI端子で投影可能な大型モニターは町で準備するが、パソコンその他必要な機器は、参加者で準備すること。
- ※ 別表「与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務に関する提案評価審査基準」参照

19. 審査内容及び結果の通知

各参加業者のプレゼン終了後、次の(1)～(2)の項目により委員会が採点・審査を行い、後日すみやかに審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果通知書（様式第4号）にて通知する。

審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

- (1) 業務遂行能力 配点：40/100
- (2) 技術提案の内容 配点：60/100

※ 別表「与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務に関する提案評価審査基準」参照

20. 委託契約の締結権

委員会にて評価点数の最高得点取得者を受託候補者として選定し、与那原町との委託契約の締結権を有するものとする。

また、最上位者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を委託候補者とする。

なお、同点の場合には、見積金額が低い業者を決定するものとする。

※ 契約内容及び金額については、仕様書及び受託者の技術提案書の内容を踏襲し、委託金額上限度額の範囲内で双方交渉の上決定する。

また、令和9年3月31日までの3年度については、電動シェアサイクルの利用促進を図る実証事業として実施するため、必要に応じて実施に係る協定を結ぶものとする。

21. 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない

また、業務実施に際しては企業としての中立を遵守すること

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない

22. その他

技術提案及びヒアリング又はプレゼンに係る費用は全て提案者の負担とする。

〈担当事務局〉

与那原町企画政策課 山口

〒901-1392 沖縄県与那原町字上与那原16番地

TEL 098 - 945 - 8881 (直通) FAX 098 - 946 - 6074

mail : kikaku-seisaku@town.yonabaru.lg.jp

(別表) 与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務に関する提案評価審査基準

1. この基準は、与那原町シェアサイクル導入実証実験事業委託業務に係る受託候補者を選定するために必要な事項を定める。

2. 審査項目

- (1) 審査項目の評価割合は以下に挙げるとおりとし、合計点を100点とする。
 (2) 評価は、下表の審査項目毎の評価点数の合計点数によって競う。

| 審査項目 | | 審査の主なポイント | 配点 | 評価者 |
|------|---------------------|---------------------------------|----|-----|
| 一次審査 | (1) 業務遂行能力及び技術提案の内容 | 業務フロー、スケジュール、金額等 | 40 | 事務局 |
| | | 業務経歴 | | |
| | | 業務実施体制 | | |
| | | 技術提案内容の評価 | | |
| 二次審査 | (2) 技術提案の内容 | 電動シェアサイクル等の町内における利用環境整備 | 60 | 委員会 |
| | | サイクルステーション設置に係る土地所有者や管理者等との調整業務 | | |
| | | シェアサイクルを活用した町への協力 | | |
| | | シェアサイクル利用システムの運用 | | |
| | | サービス周知及び管理業務体制の構築 | | |
| | | 業務実施報告及び分析結果報告 | | |

3. 審査方法

- (1) 上記の審査ポイント等に基づき審査・評価を行う。
 (2) 審査委員会は、提案書内容及び業者ヒアリングを踏まえ選定審査表に基づいて審査・評価を行う。

- (3) 業者ヒアリングは、本業務に携わる予定の管理技術者、主任技術者が説明し、1 業者につき 30 分（質疑 10 分含む）の持ち時間で行い、公平性を保つため持ち時間の超過は認めない。
- (4) 評価点は、選定審査表により採点された各委員の評価点の合計値とする。
- (5) 審査委員会は、評価結果に基づき審議したうえで受託候補者を決定する。